

第101号議案

新宮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の
一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年12月2日

新宮町長 桐島光昭

理由

料金の徴収方法等の変更に伴い、新宮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正するもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものである。

新宮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等
の一部を改正する条例

(新宮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例)

第1条 新宮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（昭和57年新宮町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項ただし書中「10円未満」を「1円未満」に改める。

(新宮町下水道条例の一部改正)

第2条 新宮町下水道条例（平成2年新宮町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項ただし書中「10円未満」を「1円未満」に改める。

(新宮町水道条例の一部改正)

第3条 新宮町水道条例（平成10年新宮町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第25条の見出しを「（料金及び算定）」に改め、同条中「別表第3及び別表第4の」を「計量日の翌日から翌計量日までの水道料金及びメーター使用料金の」に改め、同条ただし書中「10円未満」を「1円未満」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の料金は、別表第3及び別表第4に掲げる表により算定する。

第26条第1項中「点検の」を「を計量した」に、「点検」を「計量」に改め、同条第2項中「点検」を「計量」に改める。

第27条を次のように改める。

第27条 削除

第29条第2項中「点検」を「計量」に改める。

第30条第1項中「料金は、」の次に「計量期間ごとに」を加え、同条ただし書を削る。

(新宮町簡易水道条例の一部改正)

第4条 新宮町簡易水道条例（平成10年新宮町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第25条の見出しを「(料金及び算定)」に改め、同条中「別表第3及び別表第4の」を「計量日の翌日から翌計量日までの水道料金及びメーター使用料金の」に改め、同条ただし書中「10円未満」を「1円未満」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の料金は、別表第3及び別表第4に掲げる表により算定する。

第26条第1項中「点検の」を「を計量した」に、「点検」を「計量」に改め、同条第2項中「点検」を「計量」に改める。

第27条を次のように改める。

第27条 削除

第29条第2項中「点検」を「計量」に改める。

第30条第1項中「料金は、」の次に「計量期間ごとに」を加え、同項ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

新宮町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(昭和57年新宮町条例第11号)新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用料の算定)</p> <p>第10条 使用料の額は、使用者が排出した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算出した合計額に、消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。ただし、その額に<u>1円未満</u>の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(使用料の算定)</p> <p>第10条 使用料の額は、使用者が排出した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算出した合計額に、消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。ただし、その額に<u>10円未満</u>の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</p> <p>2・3 (略)</p>

新宮町下水道条例(平成2年新宮町条例第16号)新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用料の額)</p> <p>第17条 汚水を公共下水道に排出する場合の使用料の額は、1月につき別表第2に定める基本使用料と従量使用料の合計額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。ただし、その額に<u>1円未満</u>の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用料の額)</p> <p>第17条 汚水を公共下水道に排出する場合の使用料の額は、1月につき別表第2に定める基本使用料と従量使用料の合計額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。ただし、その額に<u>10円未満</u>の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。</p> <p>2 (略)</p>

新宮町水道条例(平成10年新宮町条例第8号)新旧対照表

改正後	改正前
<p>(料金及び算定)</p> <p>第25条 料金は、<u>計量日の翌日から翌計量日までの水道料金及びメーター使用料金の合計額</u>に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額とする。ただし、<u>1円未満</u>の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>2 前項の料金は、別表第3及び別表第4に掲げる表により算定する。</p> <p>(計量の期間)</p> <p>第26条 計量の期間は、使用水量を<u>計量した時</u></p>	<p>(料金_____)</p> <p>第25条 料金は、別表第3及び別表第4の_____合計額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額とする。ただし、<u>10円未満</u>の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(計量の期間)</p> <p>第26条 計量の期間は、使用水量<u>点検の_____時</u></p>

<p>から次の時に至る間2か月間とし、国道495号線を境として北側を奇数月、南側を偶数月とする。</p>	<p>から次の時に至る間2か月間とし、国道495号線を境として北側を奇数月、南側を偶数月とする。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、町長が別に<u>計量</u>の期間を定めるものとする。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、町長が別に<u>点検</u>の期間を定めるものとする。</p>
<p><u>第27条 削除</u></p>	<p><u>(料金の算定)</u></p>
<p>(特別な場合の料金の算定)</p>	<p><u>第27条 水道料金の算定は、前条の規定により行うものとし、点検を行わない月の料金は、基本料金又は過去の実績等を勘案して概算算定とする。この場合、次の点検において、これを精算する。</u></p>
<p><u>第29条 (略)</u></p>	<p>(特別な場合の料金の算定)</p>
<p>2 前条各号の一に該当する場合は、前の<u>計量</u>時の使用水量とする。</p>	<p>2 前条各号の一に該当する場合は、前の<u>点検</u>時の使用水量とする。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(料金の徴収方法)</p>	<p>(料金の徴収方法)</p>
<p><u>第30条 料金は、<u>計量期間ごとに</u>町長が発する料金納付通知書に記載された金額を納期限までに<u>徴収</u>する。</u></p>	<p><u>第30条 料金は、_____町長が発する料金納付通知書に記載された金額を納期限までに<u>納入</u>する。ただし、町長が必要があると認めるとときは、2か月分まとめて徴収することができる。</u></p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

新宮町簡易水道条例(平成10年新宮町条例第9号)新旧対照表

改正後	改正前
<p>(料金及び算定)</p> <p><u>第25条 料金は、<u>計量日の翌日から翌計量日までの水道料金及びメーター使用料金の合計額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</u></u></p> <p><u>2 前項の料金は、別表第3及び別表第4に掲げる表により算定する。</u></p>	<p>(料金_____)</p> <p><u>第25条 料金は、別表第3及び別表第4の_____合計額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</u></p>

<p>(計量の期間)</p> <p>第26条 計量の期間は、<u>使用水量を計量した時</u>から次の時に至る間2か月間とし、奇数月を<u>使用水量計量月</u>とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、町長が別に<u>計量の期間</u>を定めるものとする。</p> <p><u>第27条 削除</u></p> <p>(特別な場合の料金の算定)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 前条各号の一に該当する場合は、前の<u>計量月</u>時の使用水量とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(料金の徴収方法)</p> <p>第30条 料金は、<u>計量期間ごとに</u>町長が発する料金納付通知書に記載された金額を納期限までに納入する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 (略)</p>	<p>(計量の期間)</p> <p>第26条 計量の期間は、<u>使用水量点検の時</u>から次の時に至る間2か月間とし、奇数月を<u>使用水量点検月</u>とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、町長が別に<u>点検の期間</u>を定めるものとする。</p> <p>(料金の算定)</p> <p>第27条 <u>水道料金の算定は、前条の規定により行うものとし、点検を行わない月の料金は、基本料金又は過去の実績等を勘案して概算算定とする。この場合、次の点検において、これを精算する。</u></p> <p>(特別な場合の料金の算定)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 前条各号の一に該当する場合は、前の<u>点検月</u>時の使用水量とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(料金の徴収方法)</p> <p>第30条 料金は、<u>町長が発する料金納付通知書に記載された金額を納期限までに納入する。ただし、町長が必要があると認めるときは、2か月分まとめて徴収することができる。</u></p> <p>2 (略)</p>
---	--